

公益社団法人徳島県物産協会 物産観光交流プラザ展示品等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県物産協会（以下「協会」という。）が、徳島県から受託する徳島県物産観光交流プラザ（以下「プラザ」という。）の展示品等について、必要な事項を定める。

(展示品の選定)

第2条 展示品の選定については、プラザ設置要綱を遵守し、次に定めるところにより公平公正に行うものとする。

- (1) 展示品は原則として県産品とし、選定基準は別に定める。
- (2) 展示品の展示場所及び方法等は、協会長が決定する。
- (3) 出展希望者は、展示申込書を協会長に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 展示品の搬入搬出に要する費用は、出展者の負担とする。ただし、特別な場合にあっては、協会がその一部又は全部を負担することがある。
- (5) 次の各号に該当するものは、展示しない。
 - ア 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるもの。
 - イ 公衆衛生上害があると認められるもの。
 - ウ 爆発物等危険物と認められるもの。
 - エ 公衆に嫌悪の念を起こさせるもの。
 - オ 製造物責任保険に未加入の事業者等の製品
 - カ その他展示に適さないと認められるもの。
- (6) 協会長は、展示品が日時の経過又は展示場所の都合等により不適當となったとき、又は前項のいずれかに該当することとなったときは、出展者に対し当該展示品の引き取り又は取り換えを要求できる。この場合、出展者は直ちに指示に従わなければならない。
- (7) 前項の展示に不適當となった展示品で、出展者が倒産その他自らの責めに帰すべき事由によって引き取りに応じない場合は、協会長は、展示品を処分できる。
- (8) 地震、火災、風水害などの災害及び盗難その他協会の責めに帰することができない原因により、展示品を消失、亡失又は損傷した場合、協会長はこれを弁償しない。
- (9) 本規程に定める事項に違反し、又は協会長の指示に従わないときは、協会長は、展示承認を取り消すことができる。

(販路拡大等)

第3条 協会長は、県産品の販路の拡大をはかるため、収集、展示、斡旋並びに販売を行うとともに、その際、徳島県産品の販路拡大に必要な経費として出展業者から別に定める手数料を徴収することができる。

(観光宣伝等)

第4条 協会長は、プラザにおいてパンフレット等を通じ県内観光地の紹介宣伝を行う。ただし、観光案内をする場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）で定める旅行業務を行わない。

(管理義務)

第5条 協会長は、善良なる管理者としてプラザを管理するものとし、施設、備品等に異常が生じたときは、直ちに県に報告し、その指示に従う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、プラザの管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成11年7月31日から施行する。

附則

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。